

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和2年9月28日

佐賀県知事 山 口 祥 義

#### 佐賀県規則第57号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年佐賀県条例第5号）附則ただし書に規定する規定の施行期日は、令和2年10月1日とする。